

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 鹿児島県
農業委員会名： 垂水市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	市掲示板に公告 市ホームページ 各課情報に掲載
改善措置	特に無し。
周知していない場合、その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約15日間
改善措置	特に無し。

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	特に無し。
------	-------

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局内に常備、市ホームページに掲載
改善措置	特に無し。

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:60件、うち許可60件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局で書類審査、委員による申請人調査等の実施			
	是正措置	特に無し。			
総会等での審議	実施状況	事務局の審査報告、調査委員の報告後、申請の確実性について審議			
	是正措置	特に無し。			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	60件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	特に無し。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録により公表			
	是正措置	特に無し。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から20日	処理期間(平均)	17日
	是正措置	特に無し。			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 16件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局で書類審査及び事前現地調査、申請者等立会による委員2名と事務局2名による現地調査実施			
	是正措置	特に無し。			
総会等での審議	実施状況	事務局書類審査、委員現地調査報告、事務局農地転用許可基準の検討事項説明後審議			
	是正措置	特に無し。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録により公表			
	是正措置	特に無し。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から20日	処理期間(平均)	17日
	是正措置	特に無し。			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	6法人
	うち報告書提出農業生産法人数	6法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	0法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	0法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0法人
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 131件 公表時期 平成28年1月 情報の提供方法:市ホームページ掲載
	是正措置	特に無し。
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 647件 取りまとめ時期 平成28年3月 情報の提供方法:件数を県に提出、市企画政策課へ統計資料として情報提供
	是正措置	特に無し。
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2,075ha 整備方法:電算システム入力 データ更新:固定資産課税台帳との年1回の照合及び随時補正
	是正措置	特に無し。

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	特になし
農地転用に関する事務	特になし
農業生産法人からの報告への対応	特になし
情報の提供等	特になし
その他法令事務に関するもの	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,082ha	252ha	12.07%
課 題	農家の高齢化及び減少に伴い、不在地主など農業後継者に継承されず担い手に集積されない農地について、遊休地化が散見される。関係機関と連携し利活用策の検討を		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
6ha	19ha	316.67%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期			
		7月～9月	156人	7月～12月			
	調査方法	市内を58地区に分け、それぞれの地区に農業委員及び調査協力員を配置し、1地区を地形や農地数に応じ1日～3日にかけて調査を実施予定。					
遊休農地への指導	実施時期:1月～3月						
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期			
		7月～10月	104人	8月～12月			
	調査方法	市内を58地区に分け、それぞれの地区に農業委員及び調査協力員を配置し、1地区を地形や農地数に応じ1日～3日にかけて調査を実施した。					
	遊休農地への指導	実施時期:3月					
	遊休農地である旨の通知	指導件数:	件	指導面積:	ha	指導対象者:	人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数:	件	面積:	ha	対象者:	人
その他の取組状況							

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	利用状況調査により、新たな遊休農地が多数発見された。
活動に対する評価の案	農地利用状況調査について、計画どおりの調査が実施された。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	利用状況調査により、新たな遊休農地が多数発見された。
活動に対する評価	農地利用状況調査について、計画どおりの調査が実施された。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	414戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	158戸	70経営	法人	団体
	農業生産法人数	6法人			
課 題	農業者の高齢化及び減少を含め、後継者不足が進んでいる。担い手の確保育成が必要であるが、認定農業者も高齢化が進み少しずつではあるが認定辞退の申し出もある。今後は、若年層・青年層の担い手の確保育成が急務である。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2経営	法人	団体
実 績 ②	1経営	法人	団体
達成状況 (②/①×100)	50%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	認定農業者と語る会 随時・担い手農家等から認定農業者への支援活動		
活動実績	認定農業者と語る会開催 随時、農林課へ情報提供し、農家へ推進した。		

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	認定農業者となりうる担い手へのさらなる支援を行う必要がある。		
活動に対する評価の案	市農林課との連携強化に努める。		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし		
活動の評価案に対する意見等	特になし		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	認定農業者となりうる担い手へのさらなる支援を行う必要がある。		
活動に対する評価	市農林課との連携強化に努める。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,082ha	304ha	15%
課 題	農家の高齢化及び減少に伴い、不在地主など農業後継者に継承されない農地等について、農用地の利用集積に係る情報の収集・活動を活発化し、農業委員による掘り起こし活動の強化を行い、集団化・連担化した条件で担い手に農地が集積されるように努める。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
3ha	△13ha	△433.33%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	随時・農業委員による掘り起こし活動の実践。 毎月・農地流動化会議の開催、農業委員の連絡調整の実施。 2月・平成27年農地の賃借料情報の公表
活動実績	毎月定例会後農地流動化会議を開催し流動化の推進を図った。 1月末に平成27年農地賃借料情報を公表した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	担い手へのさらなる利用集積に努める。
活動に対する評価の案	会議の開催や情報提供に加えて、農地中間管理事業の継続的な推進にも努める。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	担い手へのさらなる利用集積に努める。
活動に対する評価	会議の開催や情報提供に加えて、農地中間管理事業の継続的な推進にも努める。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	2,082ha	－ ha	－ %
課 題	随時、農家相談時に農地転用規制について罰則を含めた説明を行い周知を行っている。違反転用の兆候があった時点で所有者へ農地法説明等を行い、防止に努めている。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
－ ha	－ ha	－ %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地パトロール及び利用状況調査による現状確認の実施 7月～8月・地区別農地の利用状況調査(58地区)の実施 随時農業委員担当地区巡回による違反転用兆候の把握
活動実績	7月から10月実施の農地利用状況調査に合わせ、農地パトロールの実施。農業委員担当地区巡回による随時調査。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用の兆候把握と事前防止が図られた。
活動に対する評価の案	各農業委員の農地パトロール等の活動、及び啓発活動により、違反転用を未然に防いでいる。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用の兆候把握と事前防止が図られた。
活動に対する評価結果	各農業委員の農地パトロール等の活動、及び啓発活動により、違反転用を未然に防いでいる。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。